

6 研修受講に要する経費

以下の受講経費は、全て概算額です。受講決定通知の時点で変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・受講経費は、受講決定通知に記載する期間内に、指定口座へお振り込みください。
- ・受講決定通知をもって請求書に代えさせていただきます。
- ・下表記載以外の研修については、別途お知らせします。

海外研修

(単位:円)

研修名・期間	研修費	食費	研修生活動費	海外研修費	教材用図書費	合計 (実費分除く)
多様な主体を活かす地域経営～全米の最も住みたい街から学ぶ～(国内+海外)	14日間	5,200	10,350	2,300	790,000	807,850
欧州から学ぶ持続可能なまちづくり(国内+海外)	14日間	5,200	9,600		780,000	797,100
自治体の海外戦略～活力あるアジアとの地域間交流促進～(国内+海外)	11日間	3,900	7,200		430,000	443,400

※海外研修費については、総務省において、特別交付税による財政措置がなされる予定です。

国際文化研修、公共政策技法研修、政策・実務研修、幹部職員等研修、市町村長・議員等研修

(単位:円)

研修名・期間	研修費	食費	研修生活動費		教材用図書費	合計 (実費分除く)	
				実地研修等			
2日間の研修	2,600	3,150	2,300	実地研修を行う研修においては、その研修内容により実費額(現地見学案内料等)を負担いただきます。	研修内容により実費額を負担いただきます。	8,050	
3日間の研修	3,900	5,550				11,750	
4日間の研修	5,200	7,950				15,450	
5日間の研修	6,500	10,350				19,150	
9日間の研修	11,700	19,200				33,200	
11日間の研修	14,300	24,000				40,600	
多様な社会を生きる「次世代」の育成～外国につながるを持つ子どもたちへの学習支援～	5日間	◎6,500 ◇10,350				19,150	
多文化共生の地域づくりコース	5日間	◎6,500 10,350				19,150	
災害時における外国人への支援セミナー	3日間	◎3,900 5,550				11,750	
外国人相談窓口の運営	3日間	◎3,900 5,550				11,750	
消防職員コース～非常時における外国人とのコミュニケーション～	17日間	22,100 38,400				15,000	77,800
次世代を担う若手職員育成研修(インターバル研修)(前期4日間+後期(オンラインで実施)1日間)	5日間	6,500 7,950				研修内容により実費額を負担いただきます。	16,750

※◎については、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)から助成される予定です。

詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部(TEL 03-5213-1725)までお問い合わせください。

※◇については、実地研修を行う場合は記載額を上回ることがあります。

※市町村長等・議会議員特別セミナーにおいては、集合研修と並行してオンライン方式を予定しており、オンライン参加費として2,000円の受講経費をご負担いただきます。

経費の内訳

(1)研修費

研修の実施に要する経費の一部に充てるもので、1日当たり1,300円です。

(2)食費

研修期間中の食事に要する経費です。(受講者には、プリペイドカードを配付します。)

基準となる食費は、朝食700円、昼食750円、夕食950円です。

食事の回数は、研修によって異なりますので、各研修のちらし等で、ご確認ください。

なお、海外研修期間における食事分は(4)の海外研修費に含みます。

(3)研修生活動費

実地研修の費用、交流会等の行事及び諸活動に要する費用です。

(4)海外研修費

海外研修に要する経費で、次のものが含まれています。

- ① JIAMから海外研修出発地の空港までの国内移動運賃
- ② 日本と訪問地との間の往復航空運賃
- ③ 訪問地における研修・調査活動に要する経費、海外での宿泊費及び食費
(海外のホテルは1人部屋を使用)

※ 各自治体等からJIAMまでの交通費ならびに帰国後にかかる全ての費用(海外研修帰国時の到着空港から各自治体等までの交通費等)は含まれておりません。

※ 海外研修出発日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降より、キャンセル料を申し受けることとなりますので、あらかじめご了承ください。

(5)教材用図書費

教材として用いる図書等の購入に要する費用です。

留意事項

- ① 自然災害等のやむを得ない事情による研修又はセミナーの中止、延期に伴う交通費等の諸経費の補償は、致しかねます。
- ② <JAMP共通実施>の研修を市町村職員中央研修所(JAMP)で受講される場合は、JAMP研修計画の該当ページをご覧ください。